

令和 7 年 2 月定例会 経済委員会（付託）

令和 7 年 2 月 21 日（金）

〔委員会の概要 経済産業部関係〕

井村委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（14時31分）

これより経済産業部関係の審査を行います。

経済産業部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その 3））

- 議案第64号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第66号 令和 6 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第70号 令和 6 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

【報告事項】

な し

黄田経済産業部長

今定例会に追加提出させていただいております経済産業部関係の案件につきまして、御説明させていただきます。

説明資料（その 3）の 3 ページを御覧ください。

令和 6 年度一般会計・特別会計に係る補正予算案でございます。

まず、一般会計につきましては、補正額の最下段に記載のとおり 2,128 万 6,000 円の増額をお願いしており、補正後の予算額は 677 億 5,604 万 7,000 円となります。

4 ページを御覧ください。

特別会計でございます。

経済産業政策課所管の徳島ビル管理事業特別会計など 4 会計の合計で、補正額の最下段に記載のとおり 6,805 万 6,000 円の増額をお願いしており、補正後の予算額は 16 億 1,739 万 7,000 円となります。

続いて、5 ページを御覧ください。

課別の主要事項につきまして、御説明させていただきます。

まず、経済産業政策課でございます。

一般会計では、商業振興費の摘要欄①小規模事業振興費につきまして、M&A 型事業承継促進事業の実績見込みなどに伴い、2,119 万 5,000 円の減額をお願いしており、経済産業政策課全体では、6 ページの最下段の補正額合計欄に記載のとおり 989 万 7,000 円の減額となっております。

7 ページを御覧ください。

特別会計でございます。

徳島ビル管理事業特別会計におきまして、徳島ビルの管理等に要する経費の補正として2,062万2,000円の減額をお願いしており、経済産業政策課の特別会計全体につきましても、最下段の補正額合計欄に記載のとおり2,062万2,000円の減額となっております。

8ページを御覧ください。

企業支援課でございます。

一般会計では、金融対策費の摘要欄③国庫返納金につきまして、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給基金の精算等に伴う国庫返納のため、3億2,212万円の増額をお願いしており、企業支援課全体では、9ページの最下段の補正額合計欄に記載のとおり2億9,771万5,000円の増額となっております。

10ページを御覧ください。

特別会計でございます。

都市用水水源費負担金特別会計の摘要欄②正木ダム管理費負担金につきましては、管理費負担金の決定に伴い、1億1,178万7,000円の増額をお願いしており、企業支援課の特別会計全体につきましては、最下段の補正額合計欄に記載のとおり8,867万8,000円の増額となっております。

11ページを御覧ください。

産業創生・大学連携課でございます。

計画調査費の摘要欄②地方大学・地域産業創生支援費につきましては、国からの交付決定額に合わせ、9,844万5,000円の減額をお願いしており、産業創生・大学連携課全体では、12ページの最下段の補正額合計欄に記載のとおり8,108万8,000円の減額をお願いしております。

13ページを御覧ください。

産業人材課でございます。

14ページの転職職業訓練費の摘要欄②転職訓練費につきましては、民間を活用した委託訓練事業の実績見込みなどに伴い、1億2,947万4,000円の減額をお願いしており、産業人材課全体では、最下段の補正額合計欄に記載のとおり1億332万7,000円の減額となっております。

15ページを御覧ください。

東京本部でございます。

一般管理費の摘要欄①給与費につきまして、2,771万9,000円の減額をお願いしており、東京本部全体では、最下段の補正額合計欄に記載のとおり2,847万6,000円の減額となっております。

16ページを御覧ください。

関西本部でございます。

商業総務費の摘要欄①給与費につきまして、5,299万5,000円の減額をお願いしており、関西本部全体では、最下段の補正額合計欄に記載のとおり5,364万1,000円の減額となっております。

以上が今定例会に追加提出しております、経済産業部関係の案件でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井村委員長

以上で説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

岸本委員

令和 7 年度当初予算の中小企業等への円滑な資金繰り支援についてお伺いさせていただきます。

2 月 14 日の徳島新聞によりますと、2024 年に徳島県信用保証協会が倒産企業の債務を肩代わりした代位弁済が、過去 10 年で 2 番目の多さという内容の記事が掲載されておりました。

まずは、代位弁済について、原因やこういった業種だったのか、状況を教えていただきたいと思います。

鳥海企業支援課長

ただいま岸本委員から、徳島県信用保証協会の代位弁済についての御質問を頂きました。

徳島県信用保証協会が発表しました、2024 年の代位弁済の状況につきましては、件数が 301 件、対前年比 85.8% 増、金額が 24 億 9,900 万円、対前年度比 83.9% の増となっております。

また、業種別では、卸売業、製造業、建設業、小売業など、幅広い業種にわたっておりまして、金額ベースでは、この 4 業種でおよそ 8 割を占めている状況でございます。

件数、金額とも増加した要因につきましては、事業者が裁判所の手続を踏みます法的整理の増加や、コロナ後の社会経済活動の正常化に伴い、コロナ禍で中断しておりました事業再生手続が進んだことが要因であると認識しておるところでございます。

岸本委員

状況については承知いたしました。

事業者がしっかりと事業を継続し、法的整理や事業再生などの状況にならないように、支援が非常に重要だと思いますけれども、物価高や光熱費の増加、また人手不足への対応などコストが非常に掛かる状態が続いており、資金繰り支援も重要であると考えております。中小企業振興資金貸付金と中小企業向け融資制度について、教えていただきたいと思っております。

鳥海企業支援課長

ただいま、中小企業振興資金貸付金及び中小企業向け融資制度についての御質問を頂きました。

中小企業振興資金貸付金につきましては、県内の中小企業・小規模事業者の事業経営に必要な資金を円滑に調達していただくため、金融機関、信用保証協会と連携しまして低利の融資制度を設けておりまして、金融機関が行う中小企業向け融資の原資となる資金を取

扱金融機関に預託するものでございます。

また、中小企業向け融資制度につきましては、現在、23の資金メニューを設置しておりまして、収益が悪化した場合などの経営安定に資する資金や、創業や設備投資などの成長促進に向けた資金など、各事業者の資金ニーズに対応する制度として、広く御活用いただいております。

委員のお話のとおり、県内の中小企業・小規模企業者は、エネルギー価格や原材料費などのコスト増大や深刻化する人手不足、また賃上げ、既往債務の返還など、様々な経営課題に直面していると認識しているところでございます。

そこで、令和7年度の主な取組の方向性といたしまして、経営安定に資する経済変動対策資金の対象者拡充や事業再生サポート資金、また短期事業資金などの資金につきまして、期限の延長などの制度改正を行いまして、事業継続や経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

一方、日本銀行徳島事務所が公表しました徳島県金融経済概況によりますと、県内事業者の設備投資は増加していることから、今後の投資に対しましても、資金メニューの一つであります生産性革命応援資金などのメニューにより対応してまいりたいと考えております。

資金需要に対しまして、必要と見込まれる融資額を確保させていただきまして、金融機関、信用保証協会と密に連携を取りまして、円滑な資金調達を支援してまいる所存でございます。

岸本委員

事業者の資金ニーズは様々と思われますので、金融機関とか信用保証協会と連携した上でしっかりと進めていただきたいと思います。

ここで、本題に入らせていただきたいと思いますけれども、多数の企業から、最低賃金引上げで新卒や中途採用といった若手の給料水準が上がっていることに対して、10年、20年と働いてきた中堅層の従業員の賃上げが厳しくて、他企業へ流出している状況があるのではないかと懸念しております。社内の年齢構成の空洞化が起きるおそれもありまして、企業にとっては、長期的に見て良くない状況ではないかと思っております。

こうした状況の中、県内の中小企業に対してどのような支援を行っていくのか、教えてください。

福岡経済産業政策課長

委員から御質問を頂いてございます。

県内の中小企業におきましては、エネルギーや原材料価格の高騰で厳しい経営環境にあることに加えて、人材確保や賃上げは大きな課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえまして、経済産業部におきましては、生産性の向上を図って企業の利益が増えることで賃上げ財源を確保し、持続的な賃金の引上げを可能とする経営体質の強化として、賃上げ環境の整備に向けた取組を進めているところでございます。生産性の向上や企業の成長力の強化につながる設備投資につきましては、これまでも継続的に支援してきたところでございまして、本定例会におきましても、予算を計上させていただ

ているところでございます。

また、国におきましても、生産性向上や賃上げ支援など様々な支援メニューがあることから、積極的な支援を促してまいりたいと考えてございます。

加えて、身近な支援機関でございます商工会議所や商工会などによります伴走型の経営支援、経営相談、そして先ほど御説明いたしました、経営安定や経営改善などに向けた各種融資制度による資金繰り支援、新たな地域商社、徳島県産業国際化支援機構と両輪となって取り組む販路開拓、海外進出への支援など、こうした施策を総動員いたしまして、県内中小企業の経営強化を図ってまいりたいと考えてございます。

岸本委員

中堅層がいなくなってしまうのは、会社にとってすごくデメリットになってくると思いますので、そういった支援をしていただけるようお願いしたいと思います。

少し前になるのですが、報道で徳島県の女性社長比率が3年連続全国1位という記事を目にいたしました。これは、徳島県における女性の起業・創業のしやすさという面もあるのではと考えております。

そういった中、令和7年度当初予算の主な事業の中に、女性の創業ステップアップ支援事業が計上されておりますけど、県としても起業・創業の支援が進められていると思います。まず、この支援の概要を教えてくださいたいと思います。

鳥海企業支援課長

ただいま、女性の創業ステップアップ支援事業につきまして御質問を頂きました。

県が策定しております徳島県男女共同参画基本計画におきまして、女性の職業生活における活躍を推進するための支援といたしまして、起業・創業への支援を掲げているところでございます。

また、国におきましても、令和5年5月に、女性起業家支援パッケージを策定いたしまして、女性起業家の拡大に注力しているところでございます。

御質問にありました、女性の創業ステップアップ支援事業につきましては、女性による起業・創業の支援、また地域経済の持続的発展を図ることを目的に、平成26年度から実施しておりまして、起業をする女性、起業を目指す女性を支援する組合として組織されました花咲かねーさん企業組合に委託しまして、様々なプログラムを実施しているところでございます。

令和7年度の主な事業内容といたしましては、創業に必要な知識の習得の支援であります女性起業塾の開催、女性起業家のコミュニティを構築するための女性起業家交流セミナーの開催、また先輩女性起業家によります創業相談や、創業後の安定した収入へとつなげるための起業伴走プログラムの実施を予定しているところでございます。

岸本委員

この事業の実績について、教えていただけたらと思います。

鳥海企業支援課長

今年度の開催実績といたしまして、女性起業塾につきましては、春と秋の年 2 回、それぞれ全 7 回の日程で開催いたしまして、計 66 名が修了したところでございます。

また、女性起業家交流セミナーにつきましては、全 6 回にわたり開催いたしまして、延べ受講者は 96 名となっております。

創業相談におきましても、女性起業家同士のネットワークに参加いただくことで、交流を通じた課題解決の場を提供するとともに、随時、先輩女性起業家に相談ができる環境を設けることで、単なる経営面、技術面からのアドバイスだけではなく、相談者の立場に立って相談ができる体制を構築し、創業後まで支援を行ったところでございます。

さらに、今年度から開始しました起業伴走プログラムにおきましては、6 名の起業家に対し、参加者個人の目標や課題に応じた具体的な改善策や事業計画を立てまして、実際に行動を実践いただきました。半年間、先輩女性起業家が伴走支援することにより、起業直後の孤独や不安を和らげるとともに、収入の安定や売上向上につなげるための支援を行ったところでございまして、各自が設定した目標を達成することができ、高い満足を頂いたところでございます。

それぞれ大変人気のあるプログラムでございまして、女性起業家が各ステージで直面する様々な課題の克服を支援するとともに、女性起業家の育成に貢献するものであると考えております。

岸本委員

非常に素晴らしい取組だと考えております。

今後、どのように施策を展開していくのか教えていただけたらと思います。

鳥海企業支援課長

岸本委員の最初の質問にもありましたけれども、民間信用調査会社が発表した 2024 年の調査によりますと、女性社長比率につきましては、本県は 12.3% となっております、全国平均の 8.4% を大きく上回っており、3 年連続で日本一となっているところです。

このように、女性の活躍が進んでいる地域性も生かしまして、これまでの本事業の利用者の声も聞きながら、支援対策を更に充実させまして、本県経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

岸本委員

この事業を通して、これからも一人でも多くの女性起業家が輩出されていくことを期待しまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

仁木委員

関連の質問になりますけれども、保証制度についてでございます。

私は、一昨日ぐらいにある中小企業の製造業の決算書を見る機会がありまして、5 期分見ました。そうしたら、コロナの融資を 2 本借りているわけです。当時、3,000 万円と 2,500 万円と。今の決算書の状況でそれが負担になっていると。見てみたら、こういうことって起こり得るという議論をずっとしてきたわけなのです。

これに対して、対策は何をするのですかということをやってきた上で、最終的に借換えの保証でいくとなったのですが、僕が返済比率を計算してみた中で、この10年というのは返済比率が余り変わらないのです。言っている意味が分かりますか。まとめた場合、支払を一本化して期間を長く延ばすからこそ返済額が減って行って、返済比率が減っていく。これで回っていくわけです。そういった処方しなければ、はっきり言ってこの借換えだけでは何をしているか分からない。会社によって、その債務条件によって違いますから。

だから、この柔軟な保証期間という部分を県独自でちょっと改めていかなければ、この二百幾らの代弁というのは倒産件数と変わらない話なので、これをどうにかしていかないといけない。やる処方というのは何かと言ったら、延ばしていく、そこの部分。それと利息のいわゆる給付分、利息のあれをしなければいけないと思うのです。

その2点、どうにかならないのかという質問をさせてもらいたい。検討できないのかと。これをしなかったら、ずっと続くよって。ここから5年間返済が始まっていくのですから。見てびっくりしました。こんな状況があるのであれば、代弁が起こるのは当たり前の話でないか。どうしても出す余地がないのです。これを長くしてもらわないといけない。利息の分も含めて。お願いします。

鳥海企業支援課長

ただいま仁木委員から、返済期間の延長や利子補給などの制度について御質問を頂いたところでございます。

まず、返済期間の長期化に関して、元々コロナ資金につきましては、通常7年がこれまでの県制度における長い制度だったのですけれども、これを10年とさせていただいて、できるだけ返済期間を長くすることにより、毎月の支払額を抑えるという制度にしております。

また、その後の借換え制度につきましても、できるだけ長期の期間となるような資金として、これまでも組んだ資金として設置してきたところでございます。

一本化につきましても、金融機関、また保証協会との相談の上で柔軟に対応していただけるように、コロナの時からこちらからもお話しさせていただいておりまして、できるだけ事業者の支援につながるような施策として使っていると思っています。

また、利子補給につきましては、コロナのゼロゼロ資金のときに3年というふうにやりました。これは、当時は財源に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使ったためなのですが、それ以外に、例えば保証料もできるだけ低廉な保証料になるように出来合いの金利をできるだけ低くするとか、利率を低くするとかというところで、これも事業者の負担をできるだけなだらかに、できるだけ負担にならないような形での制度として構築してきたと考えておるところでございます。

仁木委員

この借換えのほうが重要なのですよね。何本もありますから。既存のいわゆる長期借入れがありますから。製造業しかり、その何本がある上に、どこもコロナ関連での借入れをしているわけです。ということは、四、五本あるものを1本にしなかったら意味がないですよ。

この返済の期間や年間返済額をいかになじませていくかということ。借換えの保証制度は10年以内となっているので、ここの部分を15年とか20年とかいったところでまとめさせていくほうが、現実的だと思う。既存のをそのまま置いていて、そのままの分を長くしていく話ではなくて、そういう1本にした上で返済額をどうしていくか、そこの経常利益をどうやって出していくかを、改めて組み直していかなかったらいけない時期に差し掛かっているだろうと。

その点を、今ちゃんとできています、そう思っていますじゃなくて、そこら辺をできるのは行政しかないのだから、それをちゃんとしてほしいということをお願いするし、これを聞きたいのだけど、時間がないのもういいですけども、お願いします。

達田委員

賃上げ環境整備促進事業なのですけども、これはどの程度の規模の中小企業者を想定されているのか。そして、どの程度の件数を想定しているのか。これによって、生産性向上や収益構造の強化がどういうふうにできていくのか。

特に、賃上げについてどういうふうに資するのか、分かりやすく教えていただいて終わります。質問はこれだけです。

福岡経済産業政策課長

委員から、賃上げ環境整備促進事業について御質問を頂いてございます。

どれぐらいの規模の企業に対して、どれぐらいの件数というお話ですけども、規模で申しますと、今回補助の上限額を200万円、補助率が2分の1ということですので、事業費400万円に対して200万円の支援ということになります。今回は下限も設けさせていただいてまして、下限が事業費全体で50万円を超えるものと、補助額が25万円というスキームにさせていただいてございます。ですので、事業費が50万円以上の設備投資をする、できる事業者におきましては、対象になってくると考えてございます。

予算としては、補助金として3億円の予算を計上させていただいておりますので、現時点での概略で300件程度は対応可能かと考えてございます。

こういった賃上げ財源の確保につながるかとございますが、例えば、これまでのこういった設備投資に関する支援は昨年度から継続して行っておりましたが、昨年の令和5年11月補正で予算化させていただきました生産性革命投資促進事業では、ある建設会社で、舗装工事の測量に当たって3Dレーザースキャナとか3D施工データの作成ソフトを導入いたしまして、1件当たり300万円の経費の削減が図れたというような実績も頂いておりますので、こういった取組を進めることによって収益が上がり、それが賃上げ財源に回っていければと考えてございます。

達田委員

経済産業部と今、総務委員会で行っている賃上げに関して、同じような中身、よく似た事業が別になっているのです。

こうした事業を、徳島県内で賃上げを行って企業の収益に期するような制度にしていこうということで、一つにまとめて議論していけるような、そういう体制を組むべきではな

いかと私は思うのですが、これはやっぱり別々にいくのでしょうか。その点だけお尋ねしておきます。

福岡経済産業政策課長

所管部局が違うということで、今年度こういう形になってございます。

当部におきまして、生活環境部と情報共有し、常に連携を取りながら施策を進めてきているところでございまして、今回の賃上げ環境整備促進事業につきましても、労働部局とも情報共有をしております。

労働部局は、賃上げ財源を直接支援するような事業であったかと思うので、こういった設備投資とはまた若干違うのかなと思っております。

扶川委員

私も、賃上げ環境整備促進事業について質問しますが、生産性向上に関して商工会に委託するのは非常に良いことで、力になってくれると思うのですが、県としてもすべきことをするのではないかと思います。

例えば、経営者に対する啓発というのも、ローカルな情報だけではなくて、全国トップクラスの方によるレクチャー講演をするとか、そういうのもあってよいのではないのでしょうか。

蛇足ですけど、私は昨日、孫正義さんのビデオを見ました。びっくりしました。あと10年で超知性が誕生するということです。あれが本当であったら、もう本当に大変なことになりそうです。朝、1,000万円を用意するとして、1億円をもうけるにはどうしたらよいか聞くのです。75秒考えて答えを出してくれたのですが、教えてくれませんでした。そのくらい技術革新するのです。

そういうトップクラスの情報を聞いてもらうためには、当然、講師を呼ばなければいけません。そういう機会も設けて、夢を持っていただいて、先ほど起業の話もありましたけど、若い人なんかは特にそういう方を呼んで、生産性向上につなげていただく必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。企画していただいたらどうでしょう。

福岡経済産業政策課長

生産性向上につきまして、まずは経営者への意識啓発が必要ではないかという点でございします。

今回の事業は、委員がおっしゃったように、商工会議所や商工会といったところの支援を受けながら進めていくところでございまして、その中には経営計画の策定がございします。経営計画策定に当たっては、当然経営者の方々とも議論しながら、経営指導員のサポートの下、作成していくところでございします。

県も、ここはしっかりと連携させていただき、これまでの事業による優れた取組事例とか好事例を紹介させていただいて、活用できるものは活用していただけたらと考えてございます。

扶川委員

ですから、ローカルな取組に加えて、趣旨はとにかく日本の経営者の鑑^{かがみ}になるような人を呼びましよう。私も聞きに行きたいです。そういう機会を企画してくれませんかということなのです。是非、実施していただきたい。そのくらいのことをしないと、喝を入れられません。あの孫さんのは本当にびっくりしました。あのようなものになるのだったら、私たちの原稿も全部作ってもらいますけどね。今も少しお世話になっていますけど。

A I を経営に活用することもできるのだろうと思います。生産性向上にどう生かすかと。この最先端のことを、新年度、ChatGPTになるのかどうか分からないですけど、県自身が生成 A I を県庁の業務に一部導入するそうです。個々のチャットではありませんけど。

そういうことが経営者には必要な時代です。そういうことを研究して、それをちゃんと地域の中小企業にも使えるように指導、援助していただきたいと思いますが、いかがですか。

福岡経済産業政策課長

A I などを用いた経営者へのアドバイスでございますが、現在では、商工会議所や商工会において経営指導員の方がいらっしゃいまして、それぞれ各社を回って、様々な観点で経営指導、経営相談に乗っていただいておりますのでございます。

委員からお話のございました、A I を用いることにつきましては、今後研究が必要になってくると思っておりますので、今後に向けての参考とさせていただけたらと思います。

扶川委員

一度ビデオを見ていただいたら、興味があったら面白いです。ドラマを見るより面白かったです。

それともう 1 点、中小企業経営者向け価格転嫁推進事業は、中小企業診断士を呼ぶ支援というお話です。県として、事前委員会でも申し上げましたけれども、大企業に対してもすることになると思うのです。

優越的地位の濫用とはどういう場合が該当するのかを、ちゃんと強い立場にいる側の経営者、企業にも理解していただかないと解決しないです。だから、そういう適正な価格転嫁ができる仕組みを作るための努力がないといけないと思います。生産性を高める努力をしないのだから、潰れても仕方ないと言っては駄目です。相手があるのですから。相手が力を濫用したら、どうにもならないわけですから。

そのときに、相談に乗ってくれる体制を取ると同時に、実際にちゃんとこちらからも転嫁がされているか点検するぐらいのことをしてほしいのです。特に、大企業に対しても恐れずひるまず、きちんとやってほしいと思いますがいかがですか。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま扶川委員より、立場の強い発注者側への優越的地位の濫用に当たるかどうか等への意識啓発、対応策について御質問を頂いております。

さきの事前委員会でも申し上げましたが、中小企業向けに価格転嫁を進めるに当たっては、委員お話しのとおり、下請関係の中で買いたたきや代金の未払など、企業間での問題が発生することもあるかと思えます。

こうした問題に対応するため、中小企業庁からの委託により、各都道府県には下請かけこみ寺が設置されており、本県におきましては、とくしま産業振興機構内に設置の下請かけこみ寺におきまして、専門員を配置し無料の相談対応や関係法令の周知を行っております。また、この中では、弁護士による無料相談や裁判外紛争解決手続につなげていくような機能もございます。

県といたしましても、事業者の皆様が発注者の立場に立ちまして、サプライチェーン全体の共存共栄等に取り組むことを宣言するパートナーシップ構築宣言を、国と歩調を合わせて推進しております。知事をトップに、県内の経済、行政、労働、金融等14の参画機関・団体と共に、パートナーシップ構築宣言、発注者側の立場に立った取引の適正化、実行性に向けた宣言を行うための共同宣言式を実施しております。このパートナーシップ構築宣言企業に対しましては、補助金等の加点措置を設けインセンティブとするなど、普及に取り組んでいるところでございます。

また、独占禁止法を所管する公正取引委員会におきましても、トラブルの発生防止のため、取引適正化ガイドライン等とりまとめ発注者、受注者側双方への周知を行っております。

また、価格交渉に関する指針の公表や、発注側、受注者とも対象としたガイドブックの作成などにより、積極的な広報も行っているところでございます。先月1月21日には、下請法や基礎講習会、フリーランス法の説明会といったセミナー、相談コーナーを設けた一日公正取引委員会を徳島市で開催いただいたところです。

県におきましては、こうした国とか下請かけこみ寺等との連携を強め、引き続き取引の適正化に向け、大企業向け発注者側への啓発、機運醸成も含めまして取り組んでいきたいと考えております。

扶川委員

取組をされているということでしたから、少し踏み込んでお聞きしたいのですが、例えば、優越的地位を濫用されたのではないかとということで相談したいとき、具体的にどこでどうしたらよいかということと、今されているパートナーシップの取組事例、件数はどんなふうになっているのか、具体的に教えていただけますか。

岡崎産業創生・大学連携課長

ただいま扶川委員より、実際に違反が発覚した場合の相談窓口及びパートナーシップ構築宣言の実績について質問を頂いております。

実際にトラブルが発覚した場合の窓口といたしましては、公正取引委員会におきましても四国支所において相談窓口を設けております。電話若しくは来所での相談対応が可能となっております。

また、下請かけこみ寺は、とくしま産業振興機構内に相談専門の相談員を配置しております。さらには、相談員が弁護士等につなぐ機能を有しております。

続きまして、パートナーシップ構築宣言でございます。これは国も進めている制度でございます。徳島県についても、スクラムを組みまして宣言企業を増やしているところでございます。専用ホームページがございまして、今日現在でも随時更新されておりますが、

数値、宣言企業、宣言内容が公表されておりまして、全国では今日既に6万社を超える企業がパートナーシップ構築宣言をされております。

徳島県につきましては、現在433社が宣言しておりまして、取引先との共存共栄の取組、取引条件のしわ寄せ防止を、代表者の名前で発注者側の立場に立って宣言されております。ポータルサイト上で公表されているところでございます。

扶川委員

こういう情報を皆さんが知っていればいいと思うので、広報してください。大きいところも含めて、全ての中小企業に、こうなっているのだということを広報してください。

もう少ししつこく聞きます。公正取引委員会の四国支所ですか、その窓口やとくしま産業振興機構の窓口 to 寄せられている実績は分かるのですか。

岡崎産業創生・大学連携課長

現在、公正取引委員会につきましては持ち合わせておりませんが、県の下請かけこみ寺につきましては、1月末現在で約30件の相談が寄せられていると聞いております。

扶川委員

もう少し教えてください。30件というのは、どのような相談なのですか。

岡崎産業創生・大学連携課長

30件は、ホームページ等でも公表されているところではございますが、多くが下請法に関する相談窓口になっておりまして、例えば、支払の遅延でなかなか支払ってもらえないとか、下請代金法違反と思われるような事案、当初予定していなかったのに返品があったとか買ったたかれているとか、単価の引下げであるとか不当な経済上利益提供の要請があるとか、個々の具体的なところまでは私は知る由もないのですが、分類上こうした相談が約30件という報告を受けております。

扶川委員

そうしましたら、周知の際に、当方はこれだけ賃上げをして大変だと相手に伝えたときに、それについて真剣に対処してくれる力があるのに対処しないなど、いろいろあると思います。

そういう相談もできるのですと、一緒に経営のデータを持って説得して、何とか引上げに応じてくださいと、そこまで伴走支援してくれるぐらいの中小企業診断士に助けてもらえるような窓口にしてほしいのですが、その30件にそういうものが入っているのかどうか。現状、どうなっているのか教えてください。

岡崎産業創生・大学連携課長

下請かけこみ寺の詳しい状況についてでございますが、飽くまで相談体制というところになっております。この相談員は、下請代金支払遅延等防止法を基本とした請負問題に関する相談業務が主となっております。

この下請法につきましては、独占禁止法を補完し、原則、効果的な下請保護を目的にされたものでございますが、下請かけこみ寺は法的に強制力を持っておりませんので、相談に乗る、若しくは法を所管している公正取引委員会につなぐところでの丁寧な相談、伴走のアドバイスになっております。

扶川委員

公正取引委員会が、独占禁止法に違反した場合だけ取り締まるというのではしょうがないです。事前委員会でも言いましたけど、とにかく私どもは賃上げしたのだから苦しいということを、データに基づいて相手の人に説得するときに同行してくれるような仕組みが欲しいわけです。だから、中小企業診断士にそういう仕事をしてほしいわけです。それができていないのであれば、そうしてほしいとお願いして終わります。

岡田（理）委員

人材確保のための支援をいろいろ作ってくれていると思うのですが、人材確保といえますか、今いる従業員の方たちがその企業に居続けてくれるための研修であったり、従業員の方のスキルアップであったり、ある程度企業が大きければそのニーズに応じて企業努力でできることもあろうかと思うのです。

経費が非常に掛かってきたとか、人件費が上がってきたとか、会社にとってももうかっている余力が少なくなってくるけど、今言われていたように、従業員の方たちはいろんなところで、自分たちで会社を起こしませんかとか、いろんな転職の情報であったりとか、ものすごくいろんな情報の中で、今の会社で勤めてくれているところが主なのです。

特に中小零細といえますか、県内の企業の中で、従業員は自分の企業でずっと働き続けてくれているのだけれども、少しでも会社の役に立てるように、スキルアップや経営の補助、例えばDXの何かのスキルを学ぶであったりというところで、昔は徳島県の長久館とかいろんな仕組みがあって、いろんな企業支援があったのですが、最近はどうなっているのですか。

鳥海企業支援課長

今、岡田委員から、従業員に企業にとどまってもらうようなスキルアップ講座やセミナーの開催について御質問を頂きました。

委員もおっしゃったとおり、とくしま経営塾、長久館は、とくしま産業振興機構が主となり実施しておりまして、例えば経営トップ、中間管理者、また現場監督者など研修の対象となる階層別ですとか、分野別、例えばDXだったり、イノベーション創出、また経営品質や事業承継とか様々なテーマに沿って体系的なセミナーを実施しております。

令和7年度におきましても、引き続き継続して行っていく予定としております。

岡田（理）委員

その利用者率はどのような感じなのですか。毎回定員一杯なのですか。

鳥海企業支援課長

今、受講者数等について御質問を頂きました。

令和 6 年度につきましては、まだ集計ができていないところなのですが、令和 5 年度におきましては、講座数が全部で 74、延べ受講者数が約 6,300 人という実績が出ております。セミナー、講座によりまして定員はまちまち、また有料、無料とか様々ですので、一概に充足率が全て高いかといったら、そうでない講座もあるやもしれませんが、できるだけ魅力的なセミナー、役に立つようなセミナーを開催していく方向で進めております。

岡田（理）委員

今説明してくださった講座には、女性従業員向けや若手従業員向けとかはないのですか。

鳥海企業支援課長

若手や女性に向けたセミナーの内容の御質問を頂きました。

従業員の階層別に分けておりまして、若手向け、例えば DX とか、現場で働いている若手や女性なども参加できるセミナーもございます。

女性に限って申しますと、令和 6 年度は実施できていないのですが、令和 7 年度には女性のキャリアアップセミナーを開催する予定としておりまして、今勤めていただいている事業所の中で、更に自分を高めていく内容のセミナーを計画しているところでございます。

岡田（理）委員

今人手が足りない部分で、転職を防ぐのを皆さん考えられているけど、強制的に防げるものでもなくて、自分に合った仕事というので満足してもらうだけではなかなか引き止めるのは難しいかと思います。

ものすごく情報過多になってきていて、転職サイトみたいなものがものすごくたくさんあって、SNS を見ても簡単に転職できますみたいな情報が入ってきている中であって、今勤めている企業にとって自分がどういう役割かというのは、日常のルーティーンでマンネリ化してくると、なかなか満足度は上がらないと思うのです。次なるステップというか、自分も高めながら企業のために貢献できる、またそれをするによって自分の会社の中での地位も更に向上していくし、役にも立っていく、そしてそれが地域貢献にもつながっていくような、発展的な展開が持てるような講習を安価でしていただきたいと思います。

中小企業さんは、賃上げで非常に困っているところもあるのですが、その部分は一緒にとどまって、会社で頑張ってもらえる従業員がいなくては、中小企業の存続は本当に厳しいですので、その部分は、県が企業のサポートとして、できることならしっかりとそれに見合った展開ができるようにしていただきたいと思います。

そして、従業員の方たち、雇用主の方たちにとっても、先ほどの孫さんの話ではないですけど、お互いにためになるような研修を、それが高まっていけばやりがいにつながっていくと思いますし、雇っている方にしても、そこまでしてくれたらその賃金安いよねと、給料を打つ人にとっても、すぐにスムーズに払っていける環境を作っていくことが非常に重要かと思います。

特に、まだまだ物価高騰は続いていきそうなので、これから中小零細企業にとったら厳しいところだと思いますけど、今たちまち、やりくりしていけるような環境整備を、県で強力にサポートしていただけますよう、令和7年度はもっといろんな新しい企画も考えてもらえたらと思いますので、お願いして終わります。

達田委員

経済産業部の予算で、徳島化製事業協業組合への補助金が入っておりますでしょうか。入ってましたら、何という名前なのか教えてください。

福岡経済産業政策課長

委員が御質問の事業というのは、小売・卸売商業安定化事業費補助金であると考えてございます。

達田委員

金額は幾らで、前年度に比べてどうなっておりますか。

福岡経済産業政策課長

委員から、小売・卸売商業安定化事業費補助金の金額について御質問でございます。令和7年度の当初予算につきましては、639万1,000円となっております。

川真田委員

私からは、説明資料（その3）の15ページ、16ページの東京本部と関西本部についてお聞きしたいと思っております。

昨年、適材適所を図るということで、人員が削減されたことは承知しておりますが、まず1点目、東京本部の一般管理費は、全て給与費と考えてよろしいのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

全てが給与費ではございませんが、給与費が含まれている目でございます。

川真田委員

2,771万9,000円が給与費であると。それで、当初の組織図を見ますと東京本部は12名、そのうち4名は省庁等への研修派遣となっておりますが、この12名から何名になったかは分かりますか。

福岡経済産業政策課長

12名から4名減となっております。

川真田委員

12名から4名減の現在8名ということで、分かりました。

次、関西本部にも同じことをお聞きします。当初、関西本部は名古屋事務所2名を含ん

だ15名と聞いておりますが、15名から何名になったのでしょうか。

福岡経済産業政策課長

正規職員としては6名減、一方で会計年度任用職員が1名増となっております。

川真田委員

正規職員が6名減、会計年度任用職員が1名増で分かりました。

これは、名古屋事務所は2名で変わっていませんか。

福岡経済産業政策課長

名古屋については、変わってございません。

川真田委員

承知いたしました。

ちなみに、東京本部と関西本部の科目名というのですか、事業内容的にももちろん違うと思うのですが、例えば東京本部だと、この摘要欄には地方創生の深化のための支援費、また、関西本部の摘要欄に書かれているのは、物産あつ旋所運営費で、基本的に東京本部では物産のPR、あつ旋等はしていないという感覚でしょうか。

福岡経済産業政策課長

現在、東京本部で物産関係のあつ旋等については行っていない状況です。

川真田委員

分かりました。

この物産あつ旋諸費が、東京本部にないということを確認させていただきました。

何を申し上げたかったかと申しますと、適材適所というところで私たちが計り知れないところはあるのですが、まず懸念するのは、今年、関西万博があるのに関西本部の人数が大幅に削減されたことが、徳島県と会場と関西本部でしっかりとコミットが取れるのかどうかというところ。

あと、名古屋事務所なのですが、名古屋の商圈とか東海地方を考えると、二人というのが心強いというか優秀なんでしょうけど、もっと人員がいてもやりどころがあるのではないかと思う地域ですけど、そこら辺の御意見をお願い申し上げます。

福岡経済産業政策課長

委員がおっしゃるように、今年4月から大阪・関西万博が開催されるということで、当部におきましても、関西本部などがしっかりと徳島をアピールしていく必要があると思っております。

あと、名古屋につきましても、今後、県人会の活動も含め、県の物産の販売についてもしかりなのですけれども、力を入れていくべき地域であると思っております。

川真田委員

この削減したことに反対して増やせという意味ではございませんので、是非とも関西本部、大阪を中心に拠点とする近畿圏、また、名古屋事務所、名古屋を中心とする東海圏にも、徳島県のPRとか徳島県の魅力を伝えていただけるような運営をしていただきたいと思います。私の質問を終わります。

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

経済産業部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決又は承認すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

（「議案第1号反対」と言う者あり）

達田委員

先ほどお尋ねいたしますと、非常に不透明で不平等な徳島化製事業協業組合への補助金が入っておりますので、賛成できません。

井村委員長

それでは、議案第1号については御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、令和7年度徳島県一般会計予算は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号を除く経済産業部関係の付託議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号を除く経済産業部関係の付託議案については、これを原案のとおり可決又は承認すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く経済産業部関係の付託議案については、原案のとおり可決又は承認すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号

原案のとおり可決又は承認すべきもの（簡易採決）

議案第4号、議案第8号、議案第9号、議案第12号、議案第40号、議案第56号、
議案第62号、議案第64号、議案第66号、議案第70号

以上で、経済産業部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言後挨拶を申し上げます。

経済産業部関係の審査に当たり、黄田部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の経済産業行政の推進に反映されますよう、強く要望させていただきます。

皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの立場で県勢発展のため、また、徳島県の課題解決に向けて御尽力いただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

黄田経済産業部長

ただいま井村委員長から、大変丁重な御挨拶を賜りまして、誠にありがとうございます。
経済産業部を代表して、一言お礼を申し上げます。

井村委員長、寺井副委員長をはじめ各委員の皆様方には、経済産業行政につきまして御審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この1年間、原油・原材料価格の高止まりや円安、人手不足など、県内事業者にとって困難な経営環境が続く中、委員の皆様からは経済状況を俯瞰し、時宜を得た貴重な御助言、御指導を頂いてまいりました。

私ども経済産業部は、皆様方から頂きました御助言、御指導を肝に銘じまして、本県の強みを生かした施策を展開し、本県経済の持続的発展に全力で取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、委員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

井村委員長

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（15時35分）